



道内の医療機関(病院・診療所)の受動喫煙対策の現状

廣田 洋子¹⁾³⁾ 山口 亮²⁾³⁾

空知総合振興局保健環境部保健福祉室(岩見沢保健所)¹⁾、
北海道保健福祉部健康安全局²⁾、
日本禁煙推進医師歯科医師連盟北海道支部³⁾

1. はじめに

平成22年2月25日に出された厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」においては、施設・区域における受動喫煙防止対策として、「少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい」とされている。また、敷地内禁煙は病院機能評価や禁煙保険治療(ニコチン依存症管理料算定)においても重視されている。

平成22年12月に北海道保健福祉部により、道内の医療機関を対象にした受動喫煙防止対策調査が行われたので、その概要を報告する。

2. 調査の概要

調査対象は道内の全病院および有床・無床診療所(歯科、施設内診療所を除く)で、計4,056施設。北海道医師会の協力を得て調査を実施し、保健福祉部健康安全局健康づくりグループで集計を行った。対象施設中、1,808施設(45%)が回答している。

1) 施設全体の禁煙・分煙状況

- (1) 施設全体では「敷地内禁煙」が39%と最も多く、「建物内禁煙」が34%と次いで多かった。しかし、26%で「建物内に喫煙所がある」としており、1%とわずかではあるが「禁煙も分煙も実施していない」施設があった。
- (2) 病院・診療所別に見ると、病院では「敷地内禁煙」が48%、「建物内禁煙」20%、診療所では「敷地内禁煙」36%、「建物内禁煙」38%と、病院の方が「敷地内禁煙」の割合が高かった(図1、図2)。
- (3) 地域別(総合振興局・振興局管内別)に見ると、「敷地内禁煙」の割合は渡島48%、上川44%、石狩39%、十勝34%、空知31%、胆振28%の順になっていた(回答数100施設以上の地域を集計)。
- (4) 一般の人が利用するエリアのうち、待合室は92%が禁煙であったが、「喫煙室あり」5%、「分煙テーブルのみ」や「喫煙エリア指定のみ」が3%あった。

食堂・喫茶室は95%が禁煙であったが、「喫煙室あり」2%、「分煙テーブルのみ」や「喫煙エリア指定のみ」が2%であった。

- (5) 職員用エリアの禁煙の割合は事務室が98%で、医局が94%、職員休憩室が87%と、禁煙の割合が減少している。

2) 管理者の意識について

「建物内に喫煙所がある」と回答した場合の「禁煙できない理由」は、「喫煙利用者への配慮」が53%と最も多く、「職員の要望」が18%、「管理者の考え方」が9%であった(回答数444)。

このうち病院(回答数116)では、「喫煙利用者への配慮」が64%、「職員の要望」が9%、診療所(回答数328)では「喫煙利用者への配慮」49%、「職員の要望」22%となっており、病院の方がより「利用者に配慮」している様子がうかがえた。

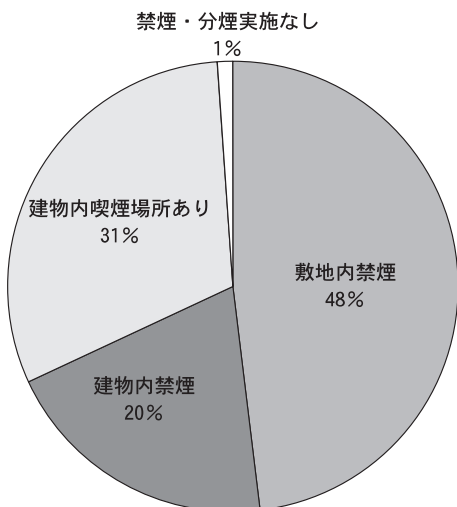


図1 病院における禁煙・分煙実施状況 (N=382)

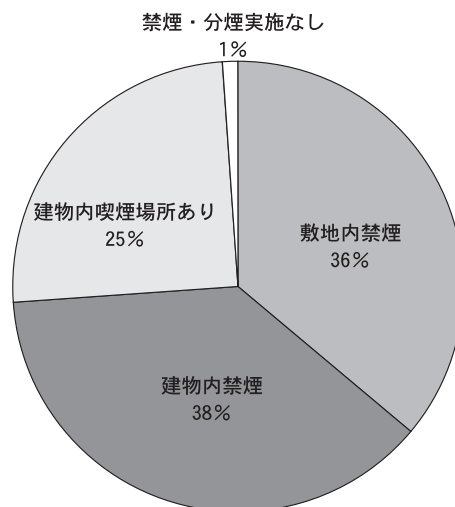


図2 診療所における禁煙・分煙実施状況 (N=1,418)

「敷地内禁煙」以外を選択した場合、「平成22年2月に厚生労働省から出された通知（前述）」を「知っている」と答えた割合は80%、「知らない」が20%であった。

たばこの販売については「売店で販売」が5%（病院16%、診療所2%）、「自動販売機で販売」が2%（病院3%、診療所1%）で、病院の2割近くがたばこの販売を行っていた。

3. 調査結果に対する考察と提言

全体で4割の施設が「敷地内禁煙」（34%が「建物内禁煙」）と回答していたが、回答率が低いので実際はもう少し低い可能性がある。参考までに北海道が公開している医療機能情報システムによると、歯科を除く医療施設（施設内診療所含む）で、「施設内禁煙」としている割合は61%であったが、こちらの情報では建物内禁煙も含まれている可能性がある。この調査で、煙の漏れる可能性がある喫煙所が院内にある実態が分かった。

たばこの直接的・間接的な健康影響は明らかであり、医療機関の管理者はすべての人に禁煙を促すこと、および受動喫煙を完全に防止することが必要である。したがって、喫煙を容認するような院内での「喫煙利用者への配慮」や「たばこの販売」は行うべきではない。

北海道医師会では道民の健康と生命を守るため「北海道医師会禁煙宣言」を出しているが、改めて以下のことを提言したい。

- ① 受動喫煙の健康への悪影響を排除するためには、医療機関においては敷地内禁煙が望ましく、最低でも建物内禁煙とし、喫煙場所の煙が非喫煙場所に流出するのを防止する必要がある。また、医療機関でたばこを販売するべきではない。
- ② すべての医療機関は、受動喫煙を含めたたばこの健康への悪影響を人々に周知し、公共空間・職場・学校などでの禁煙を勧める必要がある。喫煙者に対しては禁煙の動機付けを高めると同時に、禁煙治療などの支援を行うことが期待される。

お知らせ

研修会等への託児サービス併設費用の助成について

当会では、育児中の女性医師などに対し、学習する機会を確保することにより、勤務継続や復職の支援を行うことを目的に、**全道規模の専門医会等**が主催・後援する会議や研修会などにおいて託児サービスを併設した場合の費用として2万円を上限に助成することといたしております。

つきましては、該当の会議、研修会等がございましたら、当会事業第五課までご連絡くださいますようお願いいたします。

助成基準

1. 対象 全道規模の専門医会等が主催・後援する会議、研修会、講演会など
【助成内容】託児室利用料、保育料、交通費
(遊具・おやつ・おむつ等購入代は対象外)
2. 期間 平成23年4月～平成24年3月実施分
3. 助成額 2万円を限度として実費を助成いたします。
4. 申請方法 領収書の写し等を添付の上、所定の用紙*によりご申請ください。
※ 下記連絡先までご請求願います。

《連絡先》 北海道医師会事業第五課
〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目
TEL 011-231-1434 (直通) FAX 011-241-3090 E-mail: 5ka@m.dou.jp